

事務連絡
平成16年6月25日

各都道府県・指定都市老人医療主管課 御中

厚生労働省保険局総務課
老人医療企画室

老人医療の高額医療費に係る消滅時効の取扱いに関する問答集について

老人医療の高額医療費に係る消滅時効の取扱いについては、平成16年6月25日付保総発0625001号総務課長通知によりその取扱いについて、通知したところであるが、想定される問答を別紙のとおり、取りまとめましたので送付します。

つきましては、各都道府県内市町村に周知徹底を図り、その適正な取扱いを願います。

なお、本件高額医療費の時効に関する疑義が生じた場合には、隨時、下記宛照会願います。

照会先 厚生労働省保険局総務課老人医療企画室 企画法令係

電話：03-5253-1111（内線3219）

FAX：03-3504-1210

E-mail：HSOUMU@mhlw.go.jp

老人医療における高額医療費の時効に関する問答集

(問1) 通知方法は示されていないが具体的にどのように取扱うのか。

(答) 通知の方法については、市町村の実情に応じた対応を求めていたため、個々の市町村によりその方法・手段はさまざまである。今後においても、具体的方法等は示さないので、引き続き、市町村の実情に応じて判断願いたい。

(参考)平成14年8月5日全国老人医療担当課(部)長会議資料から抜粋

(問) 高額医療費の支給対象となる者に対して、その旨の通知を行うことを考えたいがどうか。

(答) 制度の不知等による申請漏れを防止する観点から、こうした通知を行うことは有効な手段であると考えられる。通知の実施時期、頻度等、具体的な方法を含め、市町村の実情に応じ対応されたい。

(問2) 「特定の個人に対して、当該特定の個人に係る高額医療費を受ける具体的な権利が存在する旨を表示する行為であると認められるもの」とは、具体的にどのようなものか。

(答) 当該市町村の老人医療受給対象者のうち、高額医療費の支給対象となる者に対して、高額医療費を受ける権利が存在することを表示するものであること。

具体的には、該当する診療年月、金額の表示があるものはこれに当たるが、これら表示がないもの、例えば、「あなたは高額医療費に該当したので申請してください。」と表示したものも、特定の個人に債務の存在を表示しているものと解し得るので、承認に該当することである。

なお、「あなたは高額医療費に該当したので申請してください。」との表示については、後日の争いを未然に防止する観点から、できるだけ権利関係を明らかにすることが望まれる。

この場合の権利関係が明らかとは、時効中断されることとなる高額医療費が、どの診療月の高額医療費であるかの特定・判断が可能であるか、例えば、該当した診療年月などの表示である。

(問3) 特定の個人に対して、「高額医療費に該当した場合は申請してください。」と表示した場合はどうか。

(答) 当該市町村の老人医療受給対象者全員に対して、高額医療費制度をお知らせしたもの、いわゆる一般的な広報であり、具体的に該当する高額医療費を受ける権利が存在しないため、時効中断事由には当たらない。

(問4) 再通知は必要か。

(答) 市町村の実情に応じて判断願いたい。

なお、該当した旨の通知は、重要であるため最低1回は通知願いたい。その上で、どの方法に効果があるのか判断の上、必要な手段により対応願いたい。

(問5) 通常、高額医療費の時効の起算日はいつか。

(答) 高額医療費の支給を受ける権利に係る消滅時効の起算日については、診療月の翌月の1日であり、傷病が月の途中で治癒した場合においても同様である。

ただし、一部負担金を診療月の翌月以後に支払ったときは、支払った翌日が起算日となる。

なお、この取扱いについて、健康保険（昭和48年11月7日保険発第99号・府保険発第21号厚生省保険局保険課長・社会保険庁医療保険部健康保険課長通知）や国民健康保険等の他の医療保険制度における高額療養費制度においても同様である。

(問6) 該当通知を受けた時とはいつになるのか。

(答) 送付した該当通知が、郵便事情や地理的事情等を考慮して合理的に判断される時に到達したものと解して運用されたい。

なお、参考まで、国税通則法では、通常の取扱いによる郵便を発送した場合に、通常到達すべきであった時に送達があったものと推定（国税通則法（昭和37年法律第66号）第12条）することとされており、この通常到達すべきであった時とは、そのときの郵便事情と地理的事情等を考慮して合理的に判定される時（国税通則法基本通達）とされている。

（参考）

国税通則法（昭和三十七年四月二日法律第六十六号）

（書類の送達）

第12条第2項 通常の取扱いによる郵便又は信書便によつて前項に規定する書類を発送した場合には、その郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第三項（定義）に規定する信書便物（以下「信書便物」という。）は、通常到達すべきであつた時に送達があつたものと推定する。

国税通則法基本通達

郵便又は信書便による送達

（通常の取扱いによる郵便又は信書便）

6 この条第2項の「通常の取扱いによる郵便又は信書便」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 郵便のうち郵便法第57条の規定による特殊取扱いとされる郵便(速達の取扱いによる郵便を除く。)以外のもの

(2) 民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)のうち上記(1)に準ずるもの

(通常到達すべきであった時)

7 この条第2項の「通常到達すべきであった時」とは、そのときの郵便又は信書便の事情と地理的事情等を考慮して合理的に判定される時をいう。

送達の効力発生時期

(送達の効力発生時期)

10 書類の送達の効力は、その書類が社会通念上送達を受けるべき者の支配下にはいったと認められるときに生ずる(昭和29.8.24最高判)。

なお、いったん有効に書類が送達された場合には、たとえ、その書類が返れいされても送達の効力には影響がない(昭和25.6.3広島地判、昭和17.11.28大判)。

(問7) 具体的な例を示して説明願いたい。

(答) 平成14年10月診療分についての例示

① 平成14年10月診療分の時効については、原則、起算日は平成14年11月1日であり、時効は平成16年11月1日に成立する。

② 平成15年10月1日に通知を行った場合には、該当者に到達したのが平成15年10月3日とすれば、起算日は平成15年10月4日であり、時効は平成17年10月4日に成立する。

③ 平成16年4月1日に再通知を行った場合には、該当者に到達したのが平成16年4月3日とすれば、起算日は平成16年4月4日であり、時効は平成18年4月4日に成立する。

(参考)

老人保健法(昭和五十七年八月十七日法律第八十号)

(時効)

第82条 捐出金その他この法律の規定による徴収金(第五十一条(第五十二条において準用する場合を含む。)の規定による徴収金を除く。)を徴収し、又はその還付を受ける権利及び入院時食事療養費、特定療養費若しくは医療費の支給、老人訪問看護療養費の支給、移送費の支給又は高額医療費の支給を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

2 (略)

地方自治法(昭和二十二年四月十七日法律第六十七号)

(金銭債権の消滅時効)

第二百三十六条 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、五年間これを行なわないときは、時効により消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

- 2 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。
- 3 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利について、消滅時効の中止、停止その他の事項(前項に規定する事項を除く。)に関し、適用すべき法律の規定がないときは、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定を準用する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。
- 4 (略)

民法(明治二十九年四月二十七日法律第八十九号)

第一百四十七条 時効ハ左ノ事由ニ因リテ中断ス

- 一 請求
- 二 差押、仮差押又ハ仮処分
- 三 承認

(問8) 2年を超える高額医療費の申請があった場合に添付書類は何が必要か。

(答) 申請者には、時効が中断している旨の立証責任があるため、該当通知書の提出を求める必要がある。なお、市町村において、通知の発出事実など確認可能な書類がある場合については、証拠書類の提出を省略してもかまわない。

(問9) 時効が中断され当初の2年が延びるのであれば、通知は行わない方が良いか。

(答) 該当者への通知については、高額医療費の対象者たる高齢者の事務的な負担が過重なものとならないよう申請の負担軽減等を図ることを目的としているものであり、通知することが申請に結び付いていることからも必要と考えているので、引き続き、実施願いたい。

(問10) 老人保健法に定める2年の時効には、意味がないのではないか。

(答) 時効は、一定の事実状態が一定期間継続した場合に、真実の権利関係に関わらず、その事実関係を尊重して、これに法律効果を与え、権利の取得又は消滅の効果を生じさせる制度であり、老人保健法においても、権利不行使の実態に着目して権利の消滅を認める消滅時効として2年と定めている。

一方、今回の該当通知による時効中断の取扱いについては、民法の時効中断事由たる承認に該当するものとし、疑義や混乱が生じることのないようこのような取り扱いを明確にしたものである。

したがって、本来の原則2年の時効規定は必要なものと考えている。

(問 11) 個人への該当通知ではなく、一般的な広報を行った場合についても時効中斷されるのか。また、個人への一般的な広報についてはどうか。

(答) 国民や住民に対して行われる制度周知等の広報(新聞、広報誌やリーフレットなど)については、一般的に広く行われるものであり、そのこと自体に何ら権利関係の変更が生じていないので、時効中斷の要件に該当することはない。
また、個人ごとに制度周知等の広報を行った場合であっても同様である。

(問 12) 老人医療受給対象者に対して、時効の中斷についての広報・説明等はどうすれば良いのか。

(答) 高額医療費の該当通知に、時効についての記載をする、市町村広報誌等により一般広報をするなど、市町村の実情に応じた対応により実施願いたい。

(問 13) なぜ平成14年10月の制度改正当初から時効の取扱いについて示さなかつたのか。

(答) 高額医療費の時効については、原則2年であるところは争いのないところである。
しかしながら、ほとんどの市町村により高額医療費の該当通知が行われている状況において、民法の時効中断事由たる承認に該当するものとし、今年10月以降、疑惑や混乱が生じることのないようこのような取り扱いを明確にしたもの。御理解・御協力を
御願いしたい。